

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年2月16日(2012.2.16)

【公表番号】特表2011-507845(P2011-507845A)

【公表日】平成23年3月10日(2011.3.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-010

【出願番号】特願2010-539469(P2010-539469)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/498	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 L	15/44	(2006.01)
A 6 1 P	7/04	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/498
A 6 1 K	9/06
A 6 1 K	9/107
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/70
A 6 1 L	15/03
A 6 1 P	7/04
A 6 1 P	17/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月19日(2011.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外科的治療を受けることを予定している患者における手術後の出血及び／又は創傷を減少させるための、ブリモニジン又はその医薬的に許容可能な塩を含む医薬組成物であって、

出血及び／又は創傷を引き起こす外科的治療を行うことを予定している、患者の皮膚の局部に、外科的治療を行う前に局所的に接触させる医薬組成物。

【請求項2】

外科的治療が、外科的切開又はレーザー治療である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

外科的治療の10分前～120分前に接触させる、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

外科的治療の15分前～60分前に接触させる、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

クリーム、ゲル、エマルション、及び、軟膏、液剤、並びに、薬用包帯からなる群から選択される医薬担体を含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

ゲル又はクリームである、請求項 5 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

ブリモニジン又はその医薬的に許容可能な塩が、クリーム又はゲル中に約 0 . 1 質量 % ~ 約 10 質量 % の量で存在する、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

外科的治療を受けた患者における出血及び / 又は創傷を減少させるための、ブリモニジン又はその医薬的に許容可能な塩を含む医薬組成物であって、

外科的治療を行った患者の皮膚の局部に、局所的に接触させる医薬組成物。

【請求項 9】

外科的治療が、外科的切開又はレーザー治療である、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

クリーム、ゲル、エマルジョン、及び、軟膏、液剤、並びに、薬用包帯からなる群から選択される医薬担体を含む、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

ゲル又はクリームである、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

ブリモニジン又はその医薬的に許容可能な塩が、クリーム又はゲル中に約 0 . 1 質量 % ~ 約 1 質量 % の量で存在する、請求項 11 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

外科的治療の直後に接触させる、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

出血及び / 又は創傷を引き起こす外科的治療を行うことを予定している、患者の皮膚の局部に、外科的治療を行う前に局所的に接触させる医薬組成物であって、

外科的治療を受けることを予定している患者における手術後の出血及び / 又は創傷を減少させるための医薬組成物

を製造するための、ブリモニジン又はその医薬的に許容可能な塩の使用。

【請求項 15】

外科的治療を行った患者の皮膚の局部に、局所的に接触させる医薬組成物であって、

外科的治療を受けた患者における出血及び / 又は創傷を減少させるための医薬組成物

を製造するための、ブリモニジン又はその医薬的に許容可能な塩の使用。